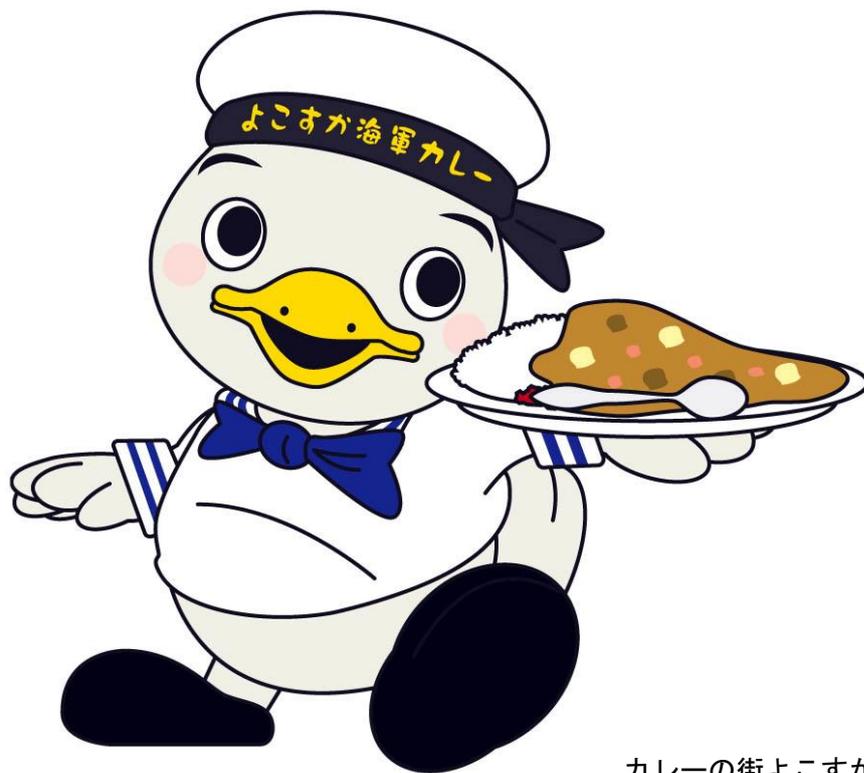


よこすかカレーフェスティバル 2023

出店要領 (出店申込書付)

【申込期限：2023年3月3日（金）17時 必着】



カレーの街よこすか
マスコットキャラクター
「スカレー」

© SANTA CO.,LTD.

【お申込・お問合せ先（主催者）】

カレーの街よこすか推進委員会事務局（横須賀市文化スポーツ観光部観光課内）

〒238-8550 横須賀市小川町11番地

(TEL)046-822-8294 (FAX)046-824-3277 (MAIL)to-ec@city.yokosuka.kanagawa.jp

目 次

1	開催目的	P 1
2	開催日時	P 1
3	開催場所	P 1
4	出店条件	P 1
5	募集小間数について	P 2
6	1小間の基本仕様	P 3
7	出店料	P 4
8	出店申込	P 4
9	出店等の決定について	P 5
10	出店にかかる届出について	P 5
11	搬入出について	P 6
12	イベント開催可否の判断等について	P 6
13	注意事項	P 7
14	近年の来場者数の実績（参考）	P 10

■今後の主なスケジュール予定

～3月上旬	出店申込受付期間（3月3日（金）17時 申込締切）
3月中旬	出店場所決定通知送付
4月下旬～5月上旬	出店の手引き送付
5月20日（土）、21日（日）	よこすかカレーフェスティバル 2023 当日

1 開催目的

横須賀市は1999年に「カレーによるまちづくり」をスタートして、今年で25年目になります。まだコロナ禍が続く状況ではありますが、引き続き必要な対策を行ったうえで、カレーの街よこすかのメインイベントである「よこすかカレーフェスティバル」を開催し、カレーを通じてさらに多くの都市や人との食による交流を一層深め、「日本で一番カレーの話題があふれる街」を目指します。

2 開催日時

2023年5月20日（土）、21日（日） 9:00~16:00

3 開催場所

三笠公園（〒238-0003 横須賀市稲岡町82）

4 出店条件

おかげさまで、例年、多くの団体様にご応募いただいております。主催者としても可能な限り多くの方にご出店していただきたいと考えています。一方で、感染症対策や会場内の安全確保のため出店スペースの縮小をせざるを得ない状況であり、また、過去にはマナーを守らなかったり、イベントの趣旨から外れた商品の販売等を行う出店者が一部に見受けられました。

つきましては、ご出店いただく団体は以下の出店基準を満たしている団体等に限定させていただきます。また、応募者多数の場合には、お申込み書類の内容等を参考に、主催者による選考及び抽選を行い決定させていただきます。（出店可否の決定事由については、一切お答えできませんのでご了承ください。）

また、保健所の指導により、出店確定前・後にあらかじめ改善などをお願いする場合があります。これに応じただけでない場合には出店を取り消すことがあります。

※出店要領等を最後まで必ずご一読いただき、同意してからお申込みください。

【出店基準】

①地域に根差したカレー、カレーパン等のカレー関連商品の販売・PRであるか。

②カレーを題材にした地域振興やそれに準ずる活動を行っているか。

※市役所・商工会議所等の推薦状またはグルメコンテストなどの受賞実績等があれば参考にさせていただきますので添付してください（任意）。

③ご当地の食材、製品を使用する場合、それがどういったものか説明があるか。

④一般的に誰しものが「カレー関連商品」とであると認識できるものか。

（材料にスパイス等を使用しているだけでなく、しっかりと「カレー」を感じられるか）

⑤その他

- ・ 2日間出店いただけるか。(原則、2日間出店)
- ・ 各種提出書類を期日までに提出いただけるか。
- ・ 各種ルール (P7～【13 注意事項】) やマナーを守っていただけるか。 など

以上の内容について、ご提出いただく出店申込書及び出店情報確認票等により確認させていただきます。これらにより、カレーフェスティバルの趣旨とそぐわないと主催者が判断した場合には、出店をお断りさせていただきます。

なお、今回「全国ご当地カレーグランプリ」は実施しません。

また、次に該当する場合は出店できません。

- (1) フリーマーケット
- (2) 鮮魚・精肉などの生鮮品の販売
- (3) 著しい臭気・騒音・振動などを発する出店内容
- (4) 刃物、薬物、火気などの危険物の販売
- (5) 来場者の個人情報収集することが目的とされるもの
- (6) 開催運営上支障があるもの
- (7) 公園管理上支障があるもの
- (8) 公序良俗に反するもの
- (9) 法令に反するもの
- (10) その他、主催者が不適切と判断するもの

5 募集小間数について

募集予定数 20小間

近年、多くの団体様にお申込みをいただいております。できるだけ多くの方に出店いただくため、1団体等につき、**原則1小間**とします。

(全国エリア以外の全体の出店状況によって募集小間数に変更となる場合があります。あらかじめご了承ください。)

6 1小間の基本仕様

1小間の基本仕様

- (1) パイプテント 1張 (W3.6m×D2.7m 四方幕付)
- (2) 出店者名看板 1枚 (W0.9m×H0.2m)
- (3) テーブル 3台 (ビニールクロス付 W1.8m×D0.6m)
- (4) パイプイス 3脚
- (5) 消火器 1本
- (6) 耐火ボード 1枚
- (7) ビニールカーテン 2枚 (W1.8m×H0.9m) ※新型コロナ対策
- (8) 手指消毒用アルコール(500ml) 1本 ※新型コロナ対策

※火気器具をご使用いただく場合には**消火器及び耐火ボードの設置**が必要となります。

なお、**電気を熱源とする器具（電気ウォーマー等）も対象の火気器具となります。**

上記以外の物品もしくは上記の数以上に必要な物品がある場合は、持込み、または追加での有料発注となります。追加発注の場合は、運営事務局へ直接ご注文いただきます。（発注方法は後日お知らせいたします。）

なお、物品によっては、手配にかかる日数等の都合上、ご希望に添えない場合もございますので予めご了承ください。

- ・上記備品は出店テント内での使用に限ります。
- ・調理を伴う出店等は、主催者の判断により床面にブルーシートを設置します。（無料）
- ・発電機の持ち込みは会場設営の都合上、お断りしておりますのでご了承ください。

【参考】追加物品の費用の目安 ※価格は目安です。状況により変動します。

100V 電源	5,000 円	1,500W 電源、2口コンセント
200V 電源	10,000 円	
ガスコンロ（二重）	3,000 円	
ガスコンロ（三重）	4,000 円	
ガスボンベ	8,000 円	10kg、2口調整器付
消火器	3,000 円	
耐火ボード	1,200 円	

7 出店料

6万円（1小間） ※出店決定後に請求書を送付します

■イベント中止時における出店料の扱いについて

(1) 荒天等により2日間とも全く開催されなかった場合

…開催に向けて準備等に要した諸費用を清算し、主催者と出店者との按分により算出した金額を、出店者へ返金します。

(2) 荒天等により1日間の開催だった場合

…出店料の返金はありません。

8 出店申込

(1) 申込方法

次の提出書類に必要事項を記入のうえ、郵送、FAX、またはメールにてお申し込みください。なお、ご不明な点等があればお問い合わせください。

【提出書類】

- ① 「よこすかカレーフェスティバル 2023」出店申込書
- ② 「よこすかカレーフェスティバル 2023」出店情報確認票
- ③ 販売するカレー商品の写真

※ 当出店要領も含め、各書類は横須賀市HPからもダウンロードができます。

(https://www.city.yokosuka.kanagawa.jp/2150/curry/curry_fes2015.html)

(2) 申込先

【主催者】

カレーの街よこすか推進委員会事務局（横須賀市文化スポーツ観光部観光課内）

〒238-8550 神奈川県横須賀市小川町 11 番地

TEL：046-822-8294 FAX：046-824-3277 メール：to-ec@city.yokosuka.kanagawa.jp

(3) 申込期限

2023年3月3日（金）17時 必着

(4) 申込確認

申込受付後、主催者から「受付確認票」をFAXまたはメールにて送付します。

※受付確認票が送付されない場合、受付が完了していない可能性がありますので、主催者（TEL 046-822-8294）までご連絡ください。

9 出店等の決定について

出店及び出店場所の決定に関する通知は3月中旬を予定しています。

出店場所については、区画や申込数、出店内容を考慮し、主催者にて決定させていただきます。

出店場所の希望は受けかねますので、予めご了承ください。

10 出店にかかる届出について ※【重要】必ずお読みください

飲食に関する保健所への届出は、主催者で一括して行います。

なお、出店内容によっては出店者ごとに、保健所へ短期営業許可申請（食品関係営業許可申請書）が必要な場合があります。その場合においても、書類提出等は主催者が行いますので、食品衛生責任者の資格を証する書類（食品衛生責任者養成講習会終了証書・調理師免許・栄養士免許等）の写しを主催者までご提出ください。

（※これらの書類の提出が必要となった場合は、主催者から別途ご連絡いたします。）

ただし、以下に該当する商品等の販売、提供については各出店者が手続きをしてください。後日、手続き完了を確認できる書類を提示していただきます。

（1）酒類販売に関する諸届け

缶・ビン等、封をしたものを販売する出店者様については横須賀税務署への届出が必要になります。開催の10日前（令和5年5月10日）までに必ず手続きを完了してください。

※過去開催のカレーフェスティバルで税務署の査察が入り、注意を受けています。

なお、届出に関するお問合せ先は次のとおりです。

○お問合せ先

横浜中税務署 酒類指導官 代表番号：045-651-1321

○国税庁HP「お酒に関するQ&A（販売免許関係）」

<https://www.nta.go.jp/taxes/sake/qa/03b/09.htm>

○国税庁HP「期限付酒類小売業免許届出について」

<https://www.nta.go.jp/taxes/sake/menkyo/tebiki/kourigyoku2016/index.htm>

（2）別途資格、許可が必要な販売品目、販売形態

※販売可能メニューには一定の制限があるため、出店内容を変更していただく場合がございます。また、出店内容により許可が受けられない食品（生野菜等）もありますのでご注意ください。

（資料1「飲食関係の出店者の皆さまへ」参照）

11 搬入出について

搬入出の詳細につきましては、出店確定後にあらためてご案内いたします。

なお、主催者が指定した搬入出日時の変更はできません。

(1) 搬入日時 (予定)

イベント前日 (5月19日(金)) 13時～16時30分)

イベント1日目 (5月20日(土)) 7時～8時30分)

イベント2日目 (5月21日(日)) 7時～8時30分)

(2) 搬出日時 (予定)

イベント1日目終了時 (5月20日(土)) 16時30分～18時)

イベント2日目終了時 (5月21日(日)) 16時30分～18時)

(3) 搬入方法

宅配便の場合：イベント前日 (5月19日(金)) 16時まで) に届くように、イベント会場の各ブースへ送付してください。

※受領は出店者ご自身でお願いいたします。主催者の代理受領は行いません。

車両の場合：2t車以下の大きさの車両は会場内へ入ることができます。

2t車を越える大きさの車両は入れませんので、三笠公園入口に一時駐車して、荷物を降ろしていただきます。

(4) 駐車場について

出店者用駐車場のご用意はございません。出店者各自の負担で、近隣の駐車場をご利用いただくこととなりますので、予めご了承ください。(大型車も同様)

※会場となる三笠公園に隣接する「三笠公園駐車場」は、当日使用できませんので予めご了承ください。

12 イベント開催可否の判断等について

本イベントは新型コロナ等の状況により、急遽、開催内容を変更・中止する場合がありますので、予めご承知いただきますようお願いいたします。

※新型コロナ感染状況等に関係する開催可否の判断は、国、県、市の指針に従うほか、直近の市内感染状況等を踏まえて主催者が決定します。

13 注意事項 ※【重要】必ずお読みください

■イベント全般に関すること

- (1) 「出店申込書」等の記載内容については、主催者より随時確認させていただくことがありますのでご了承ください。なお、出店内容等が出店要領に則っていないと判断した場合は、申し込みを取り消します。
- (2) 出店決定後、出店内容により官公庁の許可が必要な場合には、出店者において対応していただき、許可証などの写しを事務局にご提出ください。
- (3) 出店者は、自社のテントの一部または全部を有償無償にかかわらず、第三者または他の出店者に転貸、譲渡、交換業務委託など（以下「名義貸し」という。）はできません。
- (4) 車両を使用した出店はできません。（主催者が認めた場合を除きます。）
また、来場者へゴム等の風船（ヘリウム等を使用し空中浮揚する風船）を販売・プレゼントすることや、ペットの持ち込みは禁止です。
- (5) 出店決定後（開催日含む）において、出店内容・出店資格などが出店要領に則っていない、または「出店申込書」の内容と相違していると判断した場合は、出店内容の変更を指示する場合があります。申込みと異なる品物、サービスを扱わないでください。
- (6) 主催者は、次の団体に対して申込みまたは出店決定を取り消すとともに、次回以降の出店申込みを受け付けません。
 - ア 虚偽の出店申込を行った団体等
 - イ (3) による「名義貸し」行為に関係した団体等
 - ウ (5) による変更の指示に対応しない団体等
 - エ 主催者・運営事務局の指示に従わない団体等
 - オ 上記ア～エに類する行為をした団体等
 - カ 暴力団員等や暴力団経営支配法人等、その他反社会的勢力等に該当する団体等
 - キ 暴力団員等と密接な関係を有する者が経営等に事実上参加している団体等

※暴力団員等とは

暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）及び暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。

※暴力団経営支配法人等とは

法人その他の団体でその役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該団体に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）のうちに暴力団員等に該当する者があるもの及び暴力団員等が出資、融資、取引その他の関係を通じてその事業活動に支配的な影響力を有するものをいう。

■設営・撤去に関すること

- (7) ブース内で臨時回線、ガス（ガスボンベ除く）、水道を個別で使用する場合には、主催者では取り扱いません。主催者と事前に協議の上、出店者にてご手配ください。
- (8) 会場設営・安全管理の都合上、発電機の持ち込みはできません。
- (9) 台風等による強風、強雨以外の雨天時は、原則開催となります（小雨決行）。出店者は雨天時でも対応できるよう準備をしてください。
- (10) 火気器具等の使用について
平成 26 年に横須賀市火災予防条例が改正され、多数の者が集合する催しに際して対象火気器具等を使用する場合は、消火器の準備をすることが義務付けられました。
対象火気器具を使用する場合には、消火器及び耐火ボードの設置が必要となります。なお、電気を熱源とする器具（電気ウォーマー等）も対象火気器具となります。
イベント当日は、消防署による立会い検査がありますので、違反がある場合は出店ができません。
※消火器は、対象火気器具等を使用する 1 露店に対して業務用消火器が 1 本必要
（水バケツ、エアゾール式消火器具及び住宅用消火器は、消火器とみなされません）
- (11) 出店ブースの看板装飾等について
強風などで危険な場合、主催者の求めに応じて、看板装飾等を取り下げてください。また、看板装飾等の取り付け、取り外し作業においては、周囲の安全を確認して行い、イベント開催中においては、看板装飾等により来場者等に危険がないように管理してください。
（看板装飾等の管理不備等によって生じた損害については、当該出店者の責任において解決するものとし、主催者は一切の責任を負いません。）
当日の出店ブースにおける掲示物や装飾品は、カレー関連商品以外の商品が一番目立つことのないようにしてください。
- (12) 搬入時の運営事務局の現場確認、およびブース撤収時の運営事務局による原状復帰の確認に立ち会うようにしてください。

■食品衛生に関すること

- (13) 食品を提供する従事者は、清潔な帽子、エプロンを着用し、長い髪は結ぶなど衛生管理にご注意ください。特に提供する食品の衛生面については、食中毒や異物混入等のないよう細心の注意を払ってください。
- (14) 保健所の衛生検査には、必ず立ち会ってください。
- (15) イベント開催中に発生したゴミに関しては、会場内にゴミコンテナを設置していますので、きちんと分別をして持ち込んでください。なお、会場内で処理できないゴミについては、各自処理をお願いします。（資料 2「ごみの出し方についてのお願い」参照）
- (16) 必ず主催者が指定した時間までに、会場内（保冷車等含む）から物品および食材などを搬出してください。なお、指定した時間以降に会場内（保冷車等含む）に残っている物品および食材等につきましては、廃棄させていただきます。

- (17) カレーライスを提供する場合の炊飯米は、各出店者にて手配をお願いいたします。
※市内の炊飯米業者等の情報は、4月下旬以降にお送りする出店の手引きにてお知らせいたします。

■出店ルール・マナーに関すること

- (18) テントからはみ出しての出店（荷物をテント外に置く等）など来場者の通行の妨げとなる行為や、来場者に不快を与える行為（飲酒しながら営業、刺青・タトゥーを見せびらかす、過度の肌の露出等）、公園施設の破損、その他主催者が不適切であると認めた場合、当日の出店を中止させていただき、次回以降の出店申込みをお断りさせていただきます。
なお、これによって生じた損害について、主催者は一切その責任を負いません。
また、出店者の行為により事故等が発生した場合は、当該出店者の責任において解決するものとし、主催者は一切の責任を負いません。
- (19) 個人情報の取り扱いにおける注意事項
来場者に対してアンケート調査を実施する際、アンケートの範囲に個人情報（氏名、住所、電話番号、Eメールアドレス、年齢、生年月日など）が含まれている場合は、アンケート調査票内に「調査目的」、「個人情報の使用及び取扱い方法」などを必ず明記するようにしてください。また、配布する際に十分に説明を行い、取り扱いには特に注意してください。
- (20) 会場内では所定の喫煙場所以外での喫煙を禁じます。ブース内での喫煙も厳に禁じます。
- (21) イベント期間中の連絡について
主催者等が緊急連絡をする場合がありますので、確実に連絡を取れるようにしてください。
- (22) 原則、イベント開催時間のあいだはブースを閉めることがないようにし、やむを得ずブースを閉めなければならない時は、主催者等に必ず伝えてください。
- (23) 商品提供時は、可能な限り環境に配慮した容器の使用にご協力をお願いします。

■その他イベントに関すること

- (24) 主催者は、管理者としての注意をもって会場全般の管理に努めますが、各出店物などの管理は出店者が責任を負うものとし、主催者は出店物の盗難、紛失、火災、損傷（風雨によるものを含む）などの損害に対して補償の責任を負いません。
- (25) 損害賠償等について
出店者が会場や他の出店者のブース、設備並びに人身等に損害を与えた場合、賠償は出店者の責任において行うものとします。
- (26) イベント終了後、後日アンケートを実施しますのでご協力をお願いします。

■感染症対策等について

(27) イベント開催期間中は、以下の感染症対策を行ってください。

- ①食品を扱うスタッフは常時マスクを正しく着用してください。
- ②手洗いや手指、使用物品等のアルコール消毒をこまめにしてください。
- ③金銭の受け渡しは、トレー等を使うなどして手指が直接触れないようにしてください。
- ④テント内は適宜換気するようにしてください。
- ⑤テント内が密集状態にならないよう、人数の配置等の調整をお願いします。
- ⑥従事者の食事は、出店テントの外で取ってください。
- ⑦可能な限りテイクアウトやキャッシュレスの対応にご協力をお願いします。
- ⑧会場内を歩きまわっての呼び込み等はしないでください。
- ⑨その他、主催者が指示した感染対策を実施してください。
- ⑩イベント当日、以下の項目に当てはまる方は参加をお控えください。
 - ・体温が 37.5 度以上、または発熱症状
 - ・強い倦怠感
 - ・咳、のどの痛み、息苦しさ
 - ・味覚、臭覚の異常
 - ・その他、風邪の症状や体調不良など

14 近年の来場者数の実績（参考）

開催年度	来場者数(2日間)
平成 27 年度	51,000 人
平成 28 年度	57,000 人
平成 29 年度	52,000 人
平成 30 年度	53,000 人
令和元年度	65,000 人
令和 2 年度	中止
令和 3 年度	中止
令和 4 年度	26,000 人

新型コロナ対策のため縮小開催